

第七回国会 大蔵委員会 議録 第十二号

昭和二十五年二月十一日(土曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 川野 芳南君

理事 大上 司君 理事 北澤 直吉君

理事 小山 長規君 理事 前尾繁三郎君

理事 川島 金次君 理事 早稲田物右二門君

理事 内藤 友明君

理事 岡野 清豪君 佐久間 徹君

理事 高岡 松吉君 塚田十一郎君

理事 西村 直巳君 三宅 則義君

理事 田中織之進君 宮腰 喜助君

理事 木村 榮君 竹村奈良一君

出席政府委員

大蔵政務次官 水田三喜男君

(主計局法規課長) 大蔵事務官 佐藤 一郎君

(農政局長) 農林事務官 藤田 巖君

委員外の出席者

大蔵事務官 飯田 良一君

農林事務官 野田哲五郎君

農林技官 佐木 義夫君

国民金融 柳田 光男君

公庫總裁 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

二月十日

委員河田賢治君辞任につき、その補

欠として木村榮君が議長の名指で委

員に選任された。

二月十日

国有林野事業特別会計法の一部を改

正する法律案(内閣提出第二五号)

国民金融公庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二六号)

同月十一日

連合国軍の需要に応じ連合国軍のた

めに労務に服する者等に支拂すべき

給料その他の給與の支拂事務の処理

の特例に関する法律案(内閣提出第

二八号(予))

同月九日

戦争関係債の全額政府引受に関す

る請願(中島守利君紹介)(第五四一

号)

国家公務員共済組合法の一部改正に

関する請願(土橋一吉君外一名紹介)

(第五七七号)

同(伊藤憲一君外一名紹介)(第五七

八号)

たばこ民営反対に関する請願(高塩

三郎君外九名紹介)(第五七九号)

同(保利茂君紹介)(第五八〇号)

雪害地方に対する課税軽減に関する

請願(塚田十一郎君外一名紹介)(第

五八一号)

てん茶に対する物品税撤廃の請願

(三宅則義君紹介)(第五八三号)

色紙等に対する物品税減免の請願

(三宅則義君紹介)(第五八五号)

中小企業設備資金に見返資金融資促

進の請願(塚田十一郎君紹介)(第六

〇〇号)

つり用具類に対する物品税減免の請

願(守島伍郎君外一名紹介)(第六〇

八号)

無益会社の金融活用に関する請願

(小峯柳多君紹介)(第六〇九号)

中小企業者の税制改革に関する請願

(石野久男君紹介)(第六二五号)

同(田島ひで君外一名紹介)(第六二

六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

農業共済再保険特別会計の歳入不足

を補てんするための一般会計からす

る繰入金に関する法律案(内閣提出

第一七号)

食糧管理特別会計の歳入不足を補て

んするための一般会計からする繰入

金に関する法律案(内閣提出第一八

号)

失業保険特別会計の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一九号)

開拓者資金融通特別会計において貸

付金の財源に充てるための一般会計

からする繰入金に関する法律案(内

閣提出第二〇号)

国有林野事業特別会計法の一部を改

正する法律案(内閣提出第二五号)

国民金融公庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二六号)

○川野委員長 これより会議を開きま

す。

まず昨十日日本委員会に付託されまし

た国有林野事業特別会計法の一部を改

正する法律案、及び国民金融公庫法の

一部を改正する法律案の両案を一括議

題として、政府当局より提案の趣旨説

明を求めます。水田政務次官。

国有林野事業特別会計法の一部

を改正する法律案

国有林野事業特別会計法の一

部を改正する法律

国有林野事業特別会計法(昭和二

十二年法律第三十八号)の一部を次

のように改正する。

第一條第二項中「林業に関する

試験、研究及び調査並びにこれら

を」及びその下に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月

一日から施行する。

2 この会計に属する資産のうち、

現に林業試験場の用に供している

ものは、この会計が有償で取得し

た財産(国有財産法(昭和二十三年

法律第七十三号)第二條に規定す

る財産をいう。以下同じ。)を除

き、無償で一般会計に所屬を移す

ことができるものとし、この会計

が有償で取得した財産で、現に林

業試験場の用に供しているもの

は、当分の間、一般会計に無償で

使用させることができる。

国民金融公庫法の一部を改正す

る法律案

国民金融公庫法の一部を改正

する法律

国民金融公庫法(昭和二十四年法

律第四十九号)の一部を次のように

改正する。

第五條第一項中「十八億円を」三

十億円に改める。

附則  
この法律は、昭和二十五年四月一

日から施行する。

○水田政府委員 ただいま議題となり

ました国有林野事業特別会計法の一部

を改正する法律案、外一法律案の提出

理由を御説明いたします。

まず国有林野事業特別会計法の一部

を改正する法律案について御説明いた

します。

従来、国有林野事業特別会計に所屬

しておりました林業試験場は、企業的

な運営をいたすこの会計の所屬として

おくことは、必ずしも適當でないとい

うことが考えられますので、昭和二十

五年年度から一般会計の所屬とすること

といたしたので、この会計の事業の

範圍から、林業試験場の業務に属する

事項を削除することとしたそうとする

ものであります。

右に伴いまして、現に林業試験場の

用に供する資産の層屬と、一般会計の

所屬に移さないこととする資産につい

ての経過規定を置く必要がありま

す。これをあわせて附則第二項に規定

した次第であります。次に国民金融公

庫法の一部を改正する法律案について

御説明いたします。

最近の金融情勢におきましては、国

民大衆が生活の再建のために、一般

金融機関から資金の供給を受けること

は、なか／＼困難な状態にありますの

で、この種の資金を供給すべき国民金

融公庫に対する資金の需要は、きわめ

て多いのでありまして、発足以来昨年十二月末までに、生業資金七億一千万円、更生資金三億円の貸付を行い、鋭意その目的の完遂に努力して参りましたが、昭和二十五年度におきましても、この小口生業資金に対する需要は、相当の額に上るものと思われるのであります。この資金を円滑に国民大衆に供給し、その生活再建をはかりま

すことは、民生の安定と経済の復興とに欠くべからざることでありと考へまして、昭和二十五年年度予算におきましては、国民金融公庫に対する出資金として十二億円を予定いたし、御審議を願うことにいたしましたわけでありまして、これに伴いまして、国民金融公庫法の一部を改正いたしまして、国民金融公庫の現在の資本金十八億円を、三十億円に増加することにしたのであります。

以上がただいまの二法案の提案理由の説明でございますが、何とぞ御審議の上御賛成のほどをお願いいたします。

○川野委員長 それでは農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするため的一般会計からする繰入金に関する法律案、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため的一般会計からする繰入金に関する法律案、失業保険特別会計法の一部を改正する法律案、開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案を一括議題として質疑を続行いたします。三宅則義君。

○三宅則義委員 私はまず開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案について、質疑を行います。この開拓者資金融通法についての現状でございますが、これは今日の国内においてどういふ状況になつておられますか。その分布状況を承ればつこうだと思ひます。私どもにも関係があると思ひますから、これについて政府の答弁をいただきたいと思ひます。

○野田説明員 お答えいたします。現在の開拓者は北海道から鹿児島にわたります全府県につきまして、総計十三万戸入つておるわけでありまして、この開拓者につきまして入植後三年ずつ政府の融資金を出すことになつております。これは物価の趨勢によりまして年々の貸付金額をかえておりまして、各人一律ではございませぬが、二十五年度われわれが要求しております予算におきましては、一戸当り約十萬円の金を三箇年間に分割して貸すということになつておるわけでありまして、現在まで十三万の開拓者に貸し付けられました資金の総額は五十二億に上つております。

○三宅則義委員 今の御説明を承つたわけでありまして、各府県別に何か表でもございましてならばはなはだけつこうだと思ひます。一応私どもは日本全国を見て開拓者に対する勘案をいたすわけでありまして、政府はいつでも提案理由一冊だけあります。でき得べくんばごめんどうでありますけれども、その内容をお示しくだされば審議する上へ便利だと思ひますが、いかがでありますか。

○野田説明員 きよう資料を持つて来るのを忘れましたが、実は私の方で開拓者調査調査を一年一回やつておるのであります。最近の版は二十四年二月に出されましたわゆる二十三年版というものを持つておるわけでありまして、それは後刻お配りすることができまして、それを見たいと思ひます。ただその数字を見たいとき、非常な場合、いろいろ理由から開拓者が非常に過小報告しておるというので、その繰入最低の繰入であるというふうにお考えいただければつこうだと思ひます。

○川野委員長 委員長からも御希望申し上げておきますが、本案に対する質疑は大体月曜日で終りたいと思ひますので、月曜の午前中までに資料をお出し願ひたいと存じます。

辺について承りたいと思います。

○野田説明員 ただいまのところは、農村に行われております供出制度を、開拓者に適用して行われるのでありまして、ただ昔酷な供出が行われてないようというので、こちらの方では、一般既耕地の約三分の一程度を生産目標といたしまして、供出を進めておられるわけでありまして、従来の実績を見ますと、何と申しましても、開拓者の供出が、開拓者の供出の中で大多数を占めておられて、いも類の統制撤廃の問題は、開拓者にかんがりの影響があらうということを中心としておられるわけでありまして、

○三宅(則)委員 今米の供出は一般の農家がやっております、開拓者は主としてかんしよ類の供出をやっておりますわけでありまして、それが統制がはずされることになりまして、主たる産業でありまして、そのころのいも類が自由販売になる。そうすると価格が非常に安くなるおそれもあるわけでありまして、これに對しては、政府は農業試験場あたりを利用して、親切にして御理解のある指導をせられることと思っております、その辺について、林業あるいは農業その他の試験場との関係もあるわけでありまして、それらについての指導方針はどうなつておられるか、承れたいと思つておられます。

○野田説明員 いも類の統制撤廃に對しまして、第一に、若干の数量が買ひ上げられるという話を聞いておられますので、開拓者の分は、できるだけそれで吸収していただきたいと思つて、第一段でございます。

第二段におきましては、開拓地におきましては、大家畜は資金の関係で、少し入りが悪いのでありますが、中小

家畜におきましては、非常な数量が入つておられるわけでありまして、既存農家の戸当り平均と、開拓者の戸当りの平均を見ますと、中小家畜においては約倍に近いくらい、開拓者の方が入つておるのでありまして、いもを飼料にまわして畜産を振興するということが、第二に考へておられるわけでありま

それからただいま御指摘のように、畑地を総合的に利用いたしまして生産力を高めるときに、各方面の試験場と連繫をとることにつきましては、今後大いにやつて行きたいと思つておられます。ただいまま主として連繫をとつておられますのは、農事試験場でございます。御指摘の林業試験場その他のことにつきましては、新しい情勢に對する開拓の方針をいたしまして、できるだけ緊密な連絡をとつて行きたいと思つておられます。

○三宅(則)委員 私はさういふことを考へるのでありますが、政府のお考へを承りたいと思つておられます。はやり土地にもよりますが、今かんしよとか麦といふことも十分であります、これに對しては、家畜、たとえば豚とか牛とか鶏とか、気候にも関係があることであるが、さういふようなものも大いに取入れてやる必要である。いまの場合によりましては、南の方におきましては果実のようなものも相當な成績が上げ得られると思つておられます。家畜に對しては資金、もしくは果物に對しては資金等も融通せられることと思つておられます、これらについての御構想が承りたい。

○野田説明員 家畜と果樹の必要性につきましては、私どもも、また開拓者もつとに感じまして、これが増進に努めておられます。資金につきましては、ここに御審議の上つておきます營業資金を、重点的にそれに向けて行くといふように考へておられるわけでありまして、そのうち家畜につきましては、ひもつきで入れておられますが、果樹等につきましては、開拓者の自主的な購入にまつて、自分で資金を運営するというやうに考へておられるわけでありまして、

○三宅(則)委員 あまりこまかいことを聞きましても何ですが、ある程度でやめますが、私の考へておられますのは、開拓者自身が自発的にやる場合ももちろんありますが、これは新規の農業でありますから多少危険もある。さういふ危険に對しては、負担は、あなたの方である程度御認識なさると思つておられます、この負担を國家がある程度見てやるやうな気分が承りたい。どうか、どうでしょうか、承りたい。

○野田説明員 私どもは、やはり開拓者の自主的な活動に對しまして、國家がある程度の助成をするというやうな立場をとつておられます。それは一方、開拓者が真に自主的に動かなければ、この困難な開拓事業ができません、この困難な開拓事業が、現在のところの關係もありません、現在、この國の立場としましては、かなり消極的と思つておられます。

○三宅(則)委員 私が今年の予算等を拜見いたしましたところによりまして、もわかるのでありますが、わが國農地の開拓は、多分に食糧とも關係があるわけでありまして、これにつきま

ては政府も相當助成し、また國家もこれに對して理解を與えることが肝要だと思つておられます。つきましてはこの開拓事業は、まだ日本におきましては相當残つておるものと考へておられます、將來ともどのくらい構想がありましようか、承りたい。

○野田説明員 御承知のごとく、この開拓事業が起りました当初におきましては、百五十万町歩の開墾をやることになつておりました。またその後の調査におきましても確認された数字でございますが、現在まで開墾の済んでおられますのは、約三十五万町歩でございます。従つて百十数万町歩というものがまだ残つておることになります。もつともその中には道路とかその他いろいろの用地を除きますから、純粹の開墾面積はそれの数割ということになります。さういふ開墾面積が残つておられますので、今後とも系統的に続けたいといふやうに考へておられるわけでありまして、

○三宅(則)委員 最後にもう一点承つておきたい点がある。開墾事業、開拓事業につきましては、やはり國家も理解し、また入植者もほんとうに献身的にやる必要であるやうに考へておられます。つきましては國家の方針にいたしまして、途中でぐらぐら減つたり減つたりいたしますと、その既定方針がきわめて薄弱になるおそれがあります。つきましては、政府当局者はぜひとも、この開墾事業については自主的にやり得るやうに、もちろん年々増すといふことはできないでしようが、少くとも減らさないやうにするやうに考へておられます。これはつきましての政府の構想を承

りまして、私の質問を打ち切りたいと思つておられます。

○野田説明員 お話の通りに、私どもとしては確定した計画のもとに進みたいと思つておられます。従つて諸般の情勢を考慮いたしまして、年々一万户くらいの入植者を入れる開墾といたしましては、三万町歩から五万町歩の開墾を進めて行くといふやうに考へて、この線を強く押して行きたいと思つておられます。

○木村(兼)委員 農業災害保險金は、農家経済が逼迫して万一納められなくなつたやうな場合どういふやうになりますか。

○藤田政府委員 御承知の通り農業災害補償法の共済掛金は、農家の負担に帰するもの、國の負担に帰するもの大体半々でございます。比率にいたしまして農家の負担部分が約五十二、三パーセント、それから國の負担部分が四十六、七パーセントと考へておられます。これはやはり両面から掛金をやつて行かなければならぬのであります。私どもといたしましては、もちろんその性質からいたしまして、この制度に對する相當の援助をいたしたいと思つておられますが、やはり農家におきまして、その經營上耐え得るところの負担は持つていただく、さういふやうな考へ方で進んで参りたいと思つておられます。現在非常に掛金が多いといふこと、また強制加入にもなつておられますので、いろいろ農家の方の御意見もあるわけでありまして、われわれといたしましては、やはりこの制度を存続いたします建前からいたしまして、この程度の農家負担は農家にお

いても何とか考へていただきたいとい

ておられます。

うふうに思っております。

○木村(業)委員 現に実際問題として  
拂わないということがある。たとえば  
昭和二十四年度に一年間拂わずにほう  
つておいた場合、強制執行なんかはで  
きるものですか、どうですか。

○藤田政府委員 これはやはり強制加  
入に相なっておりますから、加入をい  
なしておりますところの農家は、保険  
料を支拂わなければならぬという義務  
になつております。

○木村(業)委員 義務だから、納めぬ  
場合は監督官庁の方で強制執行をして  
とるといことができませんか。町村の  
場合は県だと思ひますが、県が強制執  
行をして、農家負担の五十何パーセン  
トかの割合の金をとるといことがで  
きるのですか。その場合はただ単に  
個々の農家ではなく、全村のを役場が  
代行して集めて納めるのですが、これ  
を役場が県にやつていないという場合  
には、町村役場が強制執行を受ける対  
象になると思ひますが、そういう場  
合はどうなるのですか。

○藤田政府委員 さような場合には、  
最後の手段といたしまして、強制執行  
もなし得るというふうな規定に相なつ  
ておると承知いたしております。

○木村(業)委員 そういふようなこと  
が、現に私の知つた町村だけでも何箇  
町村がある。所得税を納めた関係上、  
村民税とか県民税は納められない。従  
つて差押えのようなことをやつて來な  
い農業災害保険金というものを納めな  
い村が私の県にもある。そういう場合  
に強制執行されればされるでしよう  
が、これが二十五年度もそういう状況  
であるという場合に、農業災害の法律  
によつて補償を受けるといふような災

害を受けた場合に、勦力があるかない  
か。

○藤田政府委員 規則の建前から申し  
ますと、そういう場合には保険料は支  
拂わなければならぬわけでありませ  
う。特殊な災害その他の事情によつてはな  
はだしい事情がある場合は、規定とし  
ては、よく調査いたしました責任を免  
除するといふような規定はあるわけ  
であります。

○木村(業)委員 さつきの問題にも関  
連いたしますが、町村が農業災害補償  
の保険金を納めてなくて、強制執行を  
される場合に、全村個々別々にお前の  
ところは何ぼといつて差押えするの  
か。あるいは村の機関に対してやるの  
か。

○藤田政府委員 かりに村全体がさよ  
うな場合でありまして、責任の層層  
はやはり個々の農家でありませう。個々  
の農家に対してその責任を問うといふ  
ような建前になつてゐるわけでありま  
す。

○木村(業)委員 その場合、もし町村  
が集めておつたのを、町村財政が逼迫  
しているから、それを他に流用してお  
つたという場合は、町村長だけが責任  
の対象になるわけですね。

○藤田政府委員 掛金につきまして  
は、町村が集めるといふようなお話で  
あります。これは共済組合団体が集  
めることになつております。従つてそ  
ういふような場合には、共済組合がそ  
の責任を負うといふことに相なるかと  
思ひます。

○木村(業)委員 むろんそうでしょう  
けれども、町村の議会で、この村は財  
政負担に耐えられないから、農業災害  
保険金はやめたといふことを、決議と

までは行かなくても相談したというよ  
うな村がある。その場合に一般村民は  
村会でそういうふうな話があつたよう  
だから、納めなくてもよいのだという  
ようなことで、納めていない所もある  
が、そういう場合には一体どうなる  
か。

○藤田政府委員 私は個々の具体的な  
問題につきましては、いろいろの條件  
と申しますが、たゞいまお聞きした程度  
で結論を出すことが、はたしてその具  
体的な村についての事情に合つかどう  
か、非常に疑問を持つてゐるわけであ  
ります。従つてわれわれとしては、そ  
ういふような具体的な実情のあつた村  
については、免責規定の発動というこ  
とは、規定はあり得るわけでありませ  
うが、なおよく詳細に調べまして、は  
たどこに責任があるのか、あるいは  
またかりに責任があるとすると、その  
事情から責任免除の措置をとることが  
適當であるかどうかといふことを、具  
体的な事情についていろいろ調査いた  
しました上で、結論を出しますことが  
正しいかと思つております。従つて具  
体的な事例としての御質問でございま  
すれば、なおその詳細を伺ひまして、  
それに対するお答えをした方が適當か  
と考へます。

○木村(業)委員 大体わかつたのであ  
りますが、そういたしましたところ、町村財政  
が逼迫して、各農家も納める意思はあ  
るけれども、なか／＼現実にほかの方  
が多いから、その分を納められないとい  
う場合に、一箇年間納めるといふのが  
延びているわけですが、納入はそう  
いつた場合は一箇年や二箇年間はかり  
に延期されておつても、その間に災害

が起つた場合、その実態を調査して適  
当と認められた場合は、無効でなく、この  
災害補償はやつてさしつかえないとい  
うことにならぬのですか。

○藤田政府委員 これはその納めな  
つた事由がはたしてやむを得ざるもの  
であるかどうか、こういうことによつ  
てやはり判断しなければいかぬと思  
ひます。中には納めることができるに  
かわらず、怠つてゐるという者もあり  
ましようし、中にはどうしても納めら  
れないという事情があり、その他の税  
金の納付等についても、やはりそ  
う措置がとられてゐる場合もあ  
ると思ひますから、具体的場合々々  
によつて考へて、これは免責すべき  
ものであるということが決定いたしま  
した場合は、災害があります補償はす  
いてはやはり補償法による補償はす  
る。こういうことが正しいかと思ひま  
す。

○木村(業)委員 その免責の調査なん  
かをやる場合、町村の場合ほどがや  
るのですか。県なら県のどこかの課がや  
るのですか。

○藤田政府委員 これはまず共済組合  
自体が発動いたしました。共済組合  
に損害評価委員会というものがあ  
りますが、そこがまず調査するといふこ  
とになります。

○川野委員長 ほかに質疑はありませ  
んか。—なければただいま議題とし  
ております四法案に対する質疑はあ  
るとまわしにいたします。

○川野委員長 それでは国民金融公庫  
法の一部を改正する法律案を議題とし  
て質疑に入ります。宮腰喜助君。

○宮腰委員 この法案の問題は昨年か  
らいろいろ特別会計、一般会計の問題  
に關連しまして、庶民金融のことにつ  
いてたび／＼論議されたのであります  
が、この金額の範囲が非常に少いので  
あります。従つてこの限界をもう少し  
ふやす必要があるのじやないかとい  
うことも、以前の委員会で論議になつた  
のであります。またごく最近に聞いた  
事実であります。非常に情実關係が  
あるといふこともたび／＼耳にしてお  
ります。再三再四自分の生活事情を話  
しまして金融方を懇請しても、そうい  
う人には貸さないで、何らか内部に連  
絡のあるところにはどん／＼貸すとい  
うような弊害があるといふことを、  
たび／＼耳にしております。またこの  
金融の問題について、何か積極的な企  
業指導を與へまして、団体的な—そ  
ういふ方々にばら／＼に金を貸さない  
で、何か共同の企業でも構成させま  
して、将来の経済生活のできるよう  
な指導をやる必要があるのじやないか。  
また生業資金に使うと言ひながらも、  
私生活の方にそれが流れて行く傾向が  
大分多いようでありまして、この点に  
ついて二、三点質問をしたいと思つて  
あります。すなわちこの共同企業体  
という問題について、何か指導的な考  
え方をお持ちであるかどうか。それか  
らこの限界が少額であるから、もう少  
し増額する必要があるかどうか。それ  
から情実關係が多いといふこと、たま  
にたまに金が私生活に流れて、仕事  
の上に使われない傾向があるようなこ  
とを聞くのであります。それらの点  
についてお伺ひしたいと思います。

○藤田説明員 お答え申し上げます。  
第一の共同体につきまして、これを結  
成させて指導を加えて行つたらどう

あろるかという御意見でございますが、私どもの貸付の申身に二種類ありまして、現在やつておりますうちの一つは生業資金貸付と申しております。

これは一口の金額が一人につきまして最高十万円まで、連帯の場合におきましては百万円までということになっております。それからもう一つは引揚者、職災者、生活困窮者その他のあるいは軍人遺家族、未亡人とおつしやいますような方々に貸し出します金額であります。これは厚生省の方から政府資金をお貸付をいただきまして、又貸しをいたしておるのであります。これは普通更生資金貸付と申しております。一人当りの金額が一万五千円という事になっております。連帯の場合には、多いときになりますと百人もお集まりになりましてお申込になります。共同利用資金となりまして、百五十万円くらい一度にお貸出しをするという場合もございます。主として更生資金の方の問題であります。

これは国民金融公庫になります前が、これは国民金融公庫になります前の庶民金融が、昭和二十一年から継続して来たのであります。それを引續いてやつておりますが、何分引揚げられた方々が一万五千円程度——最初におきましては三千円の時代もございましたが、また五千円の時代もございましたが、そういった少額では、なるほど右から左ということになりますので、この場合にできるだけたくさんの方がお集まりなさいまして、あるいは組合でありますとか、あるいは小規模の会社でありますとか、あるいは小規模の会社でありますとか、あるいは小規模の会社をおつくり願ひまして、共同してこの一万五千円を百人ならば百五十万円

円、二百人ならば三百万円というぐあいにいたしました。御利用願うというのとをまとめて相談いたして参りました。大体今二十億ほどの貸付でございますが、その半分見当はそういった共同体に対する貸付になつておるうかと存じております。おつしやいます通りに少額の金額であります。これは何人かの方々が一緒になりまして運用いたしますならば、相当大きな金額になりますので、そういった意味合いにおきまして、なるべく共同体という形でおつくりなされることをお勧めした次第であります。いろ／＼な事情からいたしまして、経済界の浮き沈みが非常にばげしいのであります。厚生省あるいは府県当局その他と緊密に連絡をとりまして、その事業の育成指導についていろ／＼手を講じて来ておるつもりでおるのであります。また今後ともそういうやり方を続けて行きたいと存じておる次第でございます。

それから二番目に情実関係のお話がございました。実はたいへん恐縮に存じておるのであります。私どももいたしましてはどなたでも、政府からお預かりしております大事な資金でございます。窓口にお越しくださいましてお申込みをいたしたい、それからお会いいたしまして実情をよく伺つて、御相談申し上げておるわけでありまして、何分にもこの法律に基つておきます通り、生業資金貸付、小口の事業資金を貸し付けるといふ建前でありましてのみならず、十八條にございまして、独立して事業を営む意思を有して、かつ適切な事業計画を持つて方であつて、しかも普通の金融機関から資金の借入れができないようにな

方々に對して、資金の御融通を申し上げるという建前になつておりますので、結局事業資金であるということ、それからその事業の計画と申しますか、その成立がうまく行くかどうかというところが、資金を御融通申し上げる場合の非常に重要なポイントになるわけでございます。かような意味合いにおきまして、一々具体的に御計画を承りまして、本人にとつてはあはこれ完全と思われる方も相当いらつしやるのであります。いろいろなお話を承つて参りますと、どこか何か足りないところがある。つまり簡単に申し上げますと、この資金を御融通申し上げますれば、それだけでりつぱに仕事は成り立ち、育つて参るといふ話であれば問題はないのであります。資金を融通いたしましたも、他に何らかの問題がございまして、仕事の方がうまく行かないであろうということがわかるような場合におきましては、これは何と申しても金融でありませぬので、いかような御相談にも応じられないようなことになりまして、その場合には、とつくりといろ／＼な点をよく御理解の行くよりも、御相談を申し上げてやつておるつもりであります。御指摘のありました情実関係というようなもの、万々なない私は存じておりますが、何かございましてはまたまた御注意いたしたいと存じております。

それから第三の点で、この資金が私生活の方に流れるおそれはないか。生業資金の十万円の口の方であります。これは先ほども申し上げましたように、事業資金として融通しておりますものが、建前でありまして、またその事業というものが現実に行はれておるか、

また新たに御着手なさつておる場合であつても、確かにそれだけのものをその方面にお使いになるかどうかということ、よく御調査さしていただきまして、御融通申し上げておるものであります。結果的に申しまして、昨年の六月業資金十萬円の口の方は、昨年の六月一日から実行いたしましたのであります。大体月賦で御償還をお願いいたしておりますが、今に至るまで一件の延滞もないような状況でありますので、その事実から申しまして、大体事業方面にぐあひよく運用されておることだと確信いたしておるような次第であります。ただ更生資金の方になりますと、引揚げてすぐさまお越しになるような方でありまして、大体生業に着手をなされる準備的な資金といつたような場合でありますけれども、いろ／＼な関係におきまして、あるいはせつぱ詰まつて私生活方面に若干流用なさるような場合があるかもしれないと存じておりますが、建前といたしましては、かようなことのないように御相談をして、貸出しをしておるような実情でございます。

なおあまり小口であつて、資金の限度をもう少し増額する必要がないかというお話でございますが、昨年六月一日再出発いたしました当初におきましては、生業資金につきましては一人五万円、連帯の場合には最高五十万円というところで出発いたしましたわけでございます。その後の状況を見ますと大体に於いて平均の金額が七、八万円、五万円という金額がまことに帯に短かしの十二月に国民金融審議会の第三回の會議におきまして御審議をお願いいたし

まして、一応限度を十万円、連帯の場合には最高限百万円ということに増額をいたしましたような次第でございます。現在それによつて実行をいたしておりますが、大体大多数のところは五万円ない十五万円というところに集中しておるような状況でございます。なお更生資金につきましては、先ほども申し上げました通り当初三千円が五千元、それから昨年からまた一万五千円に引上げられたのであります。これは関係方面のいろ／＼な御折衝も入り用だと思つておりますけれども、私どもの公庫としての感じといたしましては、少くともできれば一万五千円の倍額三万円程度までにお引上げ願ひれば、よりよい資金の御活用ができるのではないかと今考へておるつもりで、その点につきまして関係方面といろ／＼お話し合いをいたしておる実情でございます。

○官廳委員 本法律は一般庶民大衆にとつては非常にいい機関であります。市中銀行あたり金を借りに行つても五万、十万という金はめつたに借りられない。にもかかわらず、この一般庶民の方々がこれをやす／＼と借りられることは非常にいいことであり、またこの法律をもう少し範圍を広げて改正することに、われ／＼は大賛成であります。ただこの問題について、二、三點まだわからない点があります。一家の中に十人の男がおつたというやうな場合に、この十人の人が全部平等に借りることが出来るか。あるいはまた一軒は一戸として取扱うのか。また返済期限が到来したのほうどういふふうにしてこれを取立てるか。先いいての場合に生業資金なり何なりが出れば、

また新たに御着手なさつておる場合であつても、確かにそれだけのものをその方面にお使いになるかどうかということ、よく御調査さしていただきまして、御融通申し上げておるものであります。結果的に申しまして、昨年の六月業資金十萬円の口の方は、昨年の六月一日から実行いたしましたのであります。大体月賦で御償還をお願いいたしておりますが、今に至るまで一件の延滞もないような状況でありますので、その事実から申しまして、大体事業方面にぐあひよく運用されておることだと確信いたしておるような次第であります。ただ更生資金の方になりますと、引揚げてすぐさまお越しになるような方でありまして、大体生業に着手をなされる準備的な資金といつたような場合でありますけれども、いろ／＼な関係におきまして、あるいはせつぱ詰まつて私生活方面に若干流用なさるような場合があるかもしれないと存じておりますが、建前といたしましては、かようなことのないように御相談をして、貸出しをしておるような実情でございます。

なおあまり小口であつて、資金の限度をもう少し増額する必要がないかというお話でございますが、昨年六月一日再出発いたしました当初におきましては、生業資金につきましては一人五万円、連帯の場合には最高五十万円というところで出発いたしましたわけでございます。その後の状況を見ますと大体に於いて平均の金額が七、八万円、五万円という金額がまことに帯に短かしの十二月に国民金融審議会の第三回の會議におきまして御審議をお願いいたし

まして、一応限度を十万円、連帯の場合には最高限百万円ということに増額をいたしましたような次第でございます。現在それによつて実行をいたしておりますが、大体大多数のところは五万円ない十五万円というところに集中しておるような状況でございます。なお更生資金につきましては、先ほども申し上げました通り当初三千円が五千元、それから昨年からまた一万五千円に引上げられたのであります。これは関係方面のいろ／＼な御折衝も入り用だと思つておりますけれども、私どもの公庫としての感じといたしましては、少くともできれば一万五千円の倍額三万円程度までにお引上げ願ひれば、よりよい資金の御活用ができるのではないかと今考へておるつもりで、その点につきまして関係方面といろ／＼お話し合いをいたしておる実情でございます。

○官廳委員 本法律は一般庶民大衆にとつては非常にいい機関であります。市中銀行あたり金を借りに行つても五万、十万という金はめつたに借りられない。にもかかわらず、この一般庶民の方々がこれをやす／＼と借りられることは非常にいいことであり、またこの法律をもう少し範圍を広げて改正することに、われ／＼は大賛成であります。ただこの問題について、二、三點まだわからない点があります。一家の中に十人の男がおつたというやうな場合に、この十人の人が全部平等に借りることが出来るか。あるいはまた一軒は一戸として取扱うのか。また返済期限が到来したのほうどういふふうにしてこれを取立てるか。先いいての場合に生業資金なり何なりが出れば、

また新たに御着手なさつておる場合であつても、確かにそれだけのものをその方面にお使いになるかどうかということ、よく御調査さしていただきまして、御融通申し上げておるものであります。結果的に申しまして、昨年の六月業資金十萬円の口の方は、昨年の六月一日から実行いたしましたのであります。大体月賦で御償還をお願いいたしておりますが、今に至るまで一件の延滞もないような状況でありますので、その事実から申しまして、大体事業方面にぐあひよく運用されておることだと確信いたしておるような次第であります。ただ更生資金の方になりますと、引揚げてすぐさまお越しになるような方でありまして、大体生業に着手をなされる準備的な資金といつたような場合でありますけれども、いろ／＼な関係におきまして、あるいはせつぱ詰まつて私生活方面に若干流用なさるような場合があるかもしれないと存じておりますが、建前といたしましては、かようなことのないように御相談をして、貸出しをしておるような実情でございます。

なおあまり小口であつて、資金の限度をもう少し増額する必要がないかというお話でございますが、昨年六月一日再出発いたしました当初におきましては、生業資金につきましては一人五万円、連帯の場合には最高五十万円というところで出発いたしましたわけでございます。その後の状況を見ますと大体に於いて平均の金額が七、八万円、五万円という金額がまことに帯に短かしの十二月に国民金融審議会の第三回の會議におきまして御審議をお願いいたし

まして、一応限度を十万円、連帯の場合には最高限百万円ということに増額をいたしましたような次第でございます。現在それによつて実行をいたしておりますが、大体大多数のところは五万円ない十五万円というところに集中しておるような状況でございます。なお更生資金につきましては、先ほども申し上げました通り当初三千円が五千元、それから昨年からまた一万五千円に引上げられたのであります。これは関係方面のいろ／＼な御折衝も入り用だと思つておりますけれども、私どもの公庫としての感じといたしましては、少くともできれば一万五千円の倍額三万円程度までにお引上げ願ひれば、よりよい資金の御活用ができるのではないかと今考へておるつもりで、その点につきまして関係方面といろ／＼お話し合いをいたしておる実情でございます。

○官廳委員 本法律は一般庶民大衆にとつては非常にいい機関であります。市中銀行あたり金を借りに行つても五万、十万という金はめつたに借りられない。にもかかわらず、この一般庶民の方々がこれをやす／＼と借りられることは非常にいいことであり、またこの法律をもう少し範圍を広げて改正することに、われ／＼は大賛成であります。ただこの問題について、二、三點まだわからない点があります。一家の中に十人の男がおつたというやうな場合に、この十人の人が全部平等に借りることが出来るか。あるいはまた一軒は一戸として取扱うのか。また返済期限が到来したのほうどういふふうにしてこれを取立てるか。先いいての場合に生業資金なり何なりが出れば、



大体固定資産にかわつてゐる部分も相当あると思ふ。こういふような非定期限の到来した場合に、どうして強制執行をやるかという点も問題、それから利子の点についても、市中銀行と比較してどういふような様子であるのか。それを二、三点伺いたいと思ふ。

○棚田説明員 一番最初の一家十人いらつしやいました場合に、その貸出しがどうなるかというお話でございますが、昨年六月一日出発いたしました当初におきましては、生産資金として一世帯について五万円というぐあいにお定めになつたのでありますが、その後状況を見ますと、先ほど申し上げましたように金額が少い。のみならず一家の中におきましても、このごろの状況でありまして、一世帯の中にもやはり親兄弟等でそれ／＼一つの何と申しますか、経済単位と言ふ言葉が当らないかもしませんが、それ／＼事業を一人で行つておられる方がおられる方がございまして、また兄弟でもつて、一世帯にありながらも同じ事業を共同してされておるといふような場合がございまして、その経済単位というところに着目いたしまして、世帯に限らず一人につきまして十万円というぐあいに、昨年の暮れお定めを願ひましたので、今度は世帯に拘泥せずに、一家に何人かいらつしやいまして、経済力があり経済単位としてりつぱに独立しておられる方でありましたら、それに応じて御相談にございまして、こういふことにはいたしてあります。

それから二番目の返済期限が来たときに実行せられなかつたならば、どういふことをするかというお尋ねであり

ますが、先ほど申し上げましたように、六月以来の生産資金につきましては、いまだ一つも延滞はございません。期限通りに月賦金をちやんとお納め願つておられます、たいへんに成績がよろしいので、私どももお客さんの方々の御協力に對しまして感謝申し上げておる次第でございますが、ただ更生資金の方にございましては、何さま裸一貫でお引揚げなされた方々が全体の八割を占めております。そういふ方々でございまして、予定通り返済期限が参りましても、月賦金あるいは年賦金の御償還が非常に困難なお方もないわけではございません。そういふ場合におきましてどうするかという問題であります。すぐさま参りまして、たとえばこれを強制執行とかさういふふうなことで申し上げるようなことはいたしておりません。大体におきまして府県庁並びに市町村の方々の御助力を得まして、それ／＼返済に關しまして組合をおつくり願つておられるわけでございます。そういうた組合でよくお互いにお助け合ひ願ひまして、この返済金の積立てをあらかじめ御用意願うというふうな方法をとつて、だん／＼となし／＼ずしにお返しを願うというふうな方法をとつたり、あるいはいろいろ／＼な点を府県庁あるいは他の産業団体と申しまして、さういふた方面とも連絡をとりますか、さういふた方面の方が更生せられまして、何と申しますか私どもの方から申しますと、円滑に御返済がございけるような経済力を、一日も早くお持ちになつていただくようにという意味で、御相談を申し上げておるような次第であります。現状はそんなつもりでもつてやつておるのでございます。

それから第三の利子の点であります。これは生産資金の方は年一割二分、月利一分ということをお願いいたしております。日歩三錢三厘見当に當りまして、また更生資金の方は年九分というところをお願いいたしております。市中金利の状況から見ますと、あるいは平均的には高いようなお感じもいたすかもしれないのでありますが、実質から見ますと非常に小口であり、また長期にわたるものでありまして、たゞいま生産資金につきましては大体平均二年というところに相なつております。それから更生資金の方は五年であります。こういつた長期にわたる点、なお私どももいたしましては、別によいかもしれません。預金との関連関係とかさういつたことが一切ありませんので、大体におきまして三錢三厘あるいは年九分という金利は、現在の金利情勢から見まして妥当なところではないかと存じております。ただ將來あるいは政府の御出資その他を仰ぎまして、資金量がさうに大きくなりまして、それにに応じてましてなお金利もできるだけ引下げて行くという努力は、今後とも続けたいと思つておる次第であります。

○川野委員長 小山君。この国民金融公庫と申しますのは、できた趣旨から申しますと、この運用の状況その他を明細に伺つてみませんか、はたして今後発展性のあるものかないものかも見当がつかせないので、その点に於て若干お尋ねしてみたいと思つております。非常にこまかいことから始めますけれども、貸付の申込みを受けてから實際貸出しが行われるまでの間に、どの程度の期間がたつていまして、どこかかつておりますか。それをひとつ伺いたいと思ひます。

○棚田説明員 お申込みを受けましてから、できるだけ早く右左をきめまして申しますか、さういふふうにはいたしたいと思つておるのでありますが、何さま私ども全体を通じて五百七十人の定員もございまして、普通銀行から申しますと十分の一から五分の一の間でございまして、それに對して、窓口は御相談にお見えになりまして、おそらく十方に近いと存じます。そのうちで正式に申込書に所要の事項をお書き込みくださいまして、お申込みいただいた数、五万件を越えたのであります。それに対しまして十二月末までにお貸出しができました件数が、一万二千件になつております。そして大体一割見当が処理未済と申しますか、片がつかずに本年まで年を越したような状況であつたかと記憶いたしておられますが、さういふ状況で、実にたくさんの方がお見えになりまして、引かかえまして、私どもの手不足のために、お会いいたしまして申込みを受けましてから手続をいたしまして、一度私どもの店に日にちをきめてお越しを願ひまして、お話をよく承りまして、それからまた現物に調査員が参りまして、とつくりとお仕事の状況等を見せたいだつた建前になつておりますので、処理がなかなか困難であります。簡単に申しますと私どもの窓口並びに審査その他に當つておられます職員は、朝の八時半から定刻に出て参りまして、それから大体午後二時ごろまで

しましてから、店の方に日にちをきめてお越しを願うわけでありますが、大體百人見当ぐらいいし毎日お会いする能力が現在のところございません。ところがたまたまのところでは二百人くらい毎日お越しになりますので、だんだんとたまる一方です。そういうことになりまして、結局一週間か十日後でなければ、店の方に来ていただきたいお話を承ることができないというふうな状況になります。心ならずも遅れておるような結果があります。私も、私どもといたしましては先ほど申し上げたような状況で、全能力をあげて昼夜兼行の状況で処理を進めておるといふ状況は、よく御了解願いたいと存ずるわけです。

○小山委員 たいまのお話でよくわかりました。それだけの希望者数があつて、なおまだ手不足のために処理がうまく行かないということでありました。ひとつ總裁としては、この資金の増額それから人手の増加、あるいは支所の増加ということに、なお一層の御努力をお願いしたいと思つておられます。

それでお伺いしますのは、予算説明書で見ますと、今度支所の数を十箇所ばかりおふやしになつて、その予算は千五百万円ばかりということになつておるようでありますが、この支所をおふやしになる場所がわかつておられますれば、それをお知らせ願いたいのと、十箇所に対して千五百万円というのと、一箇所当り百五十万円見当の施設費に相なるわけでありますが、それではたしてできますかどうですか。またその支所をおふやしますために百五十万

円見当の予算であるとすると、いろいろの条件があつて、内定しているものがその条件いかによつては変更されるようなことにも相なります。これはまだ迷惑するところもあるわけですが、その辺のところもひとつお伺いしたいと思います。

○棚田説明員 資金量の増加、人手の増加並びに支所の増加につきまして、この上とも私も努力を重ねて行きたいと存じております。ただいまのお尋ねの支所の増加であります。来年度の予算におきましてやつと十箇所見当の増加の計画をお認め願ひまして、大體今のところ駐在員が出ておりますところ、全部支所にいたしたいと思つておられます。駐在員が出ておられますところは、北の方から申しますと、秋田、静岡、松山、山口、長崎、宮崎、この六箇所になつております。それからそのほかに東北には現在のところ仙台だけ、店がございまして、今度秋田にできるにいたしまして、たとえば福島でありますか、そういうふうなところにいるのではないかと存じておられます。それから中部地方におきましては長野県がございまして、長野県が今いろいろな関係におきまして本所の管轄になつておりますが、遠隔のところでもありますし、非常に不便でもありますので、何とか長野あたりには必要があるのではないかと。それから山陰の方にはございせんが、大体たまたまの味からいって、鳥取がいろいろの意を考へておられます。それからそのほかに中国地方で神戸と広島に店があるわけでありますが、岡山がちょうどその中間であります。これもまたいろいろの意

味でなか／＼利用が多くございまして、岡山はどうであらうかというぐあいに考へておられるわけでありまして。何分先ほど御指摘がございました通り、支所開設等のための施設費と申しまして、不動産取得のための資金がいろいろありますが、全体として千五百万円認められておるわけでありまして。ところがこの千五百万円と申しまして、これは十箇所の支所設置のためでありまして、なおそのほかに横浜、名古屋、神戸、熊本、前橋、こういつた五箇所におきましては、実は戦災にあひましてからあと、無盡会社あるいは信用組合等の一室を拜借して営業いたしておるような状況でありまして、何と申しますか、連日たいへんなお客さんが参りまして、雨でも降りますれば、外でお待ち願ひなければならぬような狭隘なところで、業務を続けておるようなわけでありまして、そういうところにつきまして、やはり適當な事務所を新しくつくるか、あるいは借りるか、あるいは買つか何かしなければならぬというふうな実情に迫られておられます。そういうのであります。どうもこの支所をつくるという一応の予定はいたしましても、適當な事務所と、それからさきに現在の状況でありますので、職員が転勤をいたさなければならぬが、その住宅であります。これが今の状態では、借りることが非常に困難でありますので、そこを何とか県庁でありますとか、あるいは市町村その他の方の御助力を得まして、この予算の範囲内でそういうことが滞りなくできるような目算のつきましますところから、店をつくつて行くというふうな具体的にはな

不足と申しますか、非常に少額なことから、いろいろの意で支所の増設と申しております。そこを何とか、大蔵当局あるいは市町村の方々の御協力を仰いだり／＼いたしまして、計画をできるだけ早く、二十五年早々にできる一つの店でも多く開きたい、できる限り広範囲の方々の御便宜をおはかりするようになつたいという熱望のあまり、いろいろ／＼現在御相談をし、準備を進めておるような状態でありまして、御了承願ひたいと思ひます。

○小山委員 次にお伺いしたいのは、この支所の数が現在幾らあるのか知りませんが、この支所に対して、たとえば横浜なら横浜、神戸なら神戸、この支所に対して、全資金量の中このパーセントはどこに配分するといふような標準は、従来の申込者の需要量によつておやりになるのか。あるいはまたその他の方法によつておやりになるのか。実はこういうことをお伺いいたしますのは、辺鄙なところにおきまはるか／＼困難であります。たとえば私の県は宮崎県であります。宮崎県のようなところでは、地方銀行は一つしかありませんし、しかもそれが非常に弱体といひます。資金量が少い。そういういたしますと、このような今度支所の昇格のところに入つておるわけで、県民二同非常に喜んでおるわけでありまして、せつ／＼今度支所ができておると、たとえはその標準以下によつては、幾らの資金量も来ないというふうなことで、実はぬか喜びなのであります。それでその資金の分配につ

きまして、単に申込みによるとかいうようなことでなしに、そのような一般金融情勢に応じて、相當な御考慮が願ひえるのかどうか。その辺のところを伺つておきたいと思ひます。

○棚田説明員 支所はただいま本所合して二十ございまして、来年度十箇所できまして、三十ということになります。なお予定は各県に一つずつ置くというふうな建前でありまして、なお十六県まだ不足するといふ状況に相なるのであります。その支所に対しては資金の配分の点でございまして、これは過去の二十につきましては、ただいま御指摘になりました昨年の六月から九月ごろ、四半期ごととわけての資金の申込量というのが一つの基準になることは、一応の目安にしたいと思つておられます。なおそのほかに各地方におきまします人口と申しますか、また小企業者、中小企業の数と申しますか、各府県等におきましていろいろ御調査がございまして、そういう数字とかその他を勘案して配分いたしました。なおその配分をいたしました場合にございまして、大體四半期ごとに国民金融審議会の決議によりまして、次の四半期には大體何億なら何億という御計画を指示されるわけでありまして、当初にそういう基準によりまして、本支所に資金の配分をいたしまして、なお若干の余裕をとつておきまして、期の途中におきましてやはり生き物でありますから、各地方々々のいろいろの事情によつて資金の需要に繁閑がございまして、まあ最近の状態でありまして、閑といふことはございせんが、繁忙の度合いが違つて参ります。その度合いに応じて、なお資金の配分をおふやしてや

きまして、単に申込みによるとかいうようなことでなしに、そのような一般金融情勢に応じて、相當な御考慮が願ひえるのかどうか。その辺のところを伺つておきたいと思ひます。

るとか、あるいはさらに再配分と申しますか、あらためて期の途中においても再調整をいたしまして、できる限り公平に資金の配分が出来ますように努めておるわけでございます。従いまして新しく支所が出来ますような場合におきましても、その場合には実績と申しましてまだ何にもあるわけではございませんが、いろ／＼な関係からいたしまして、大体の資金の需要はこの見当だろうという事は推定が出来ます。それと手持資金の量とを比べまして、ちょうどよいところを配分したい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○川野委員長 この際国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案をあらわして議題といたしまして質疑に入ります。三宅則義君。

○三宅(則)委員 私は午前中にも御質問したのであります。国民金融公庫に對しまして一つやまして、それから林野庁の方に移りたいと思ひます。宮腰君並びに小山君から細なる質問がありまして、また総裁からも「ゆん／＼と御答弁があつたわけでありませぬ。私はこういうことを感じております。地方民と言わず金融難の折柄これを打開するのは、少くとも無盡会社と国民金融公庫の二つがあると考えております。先ほどもよく説明されたのでありますが、どうも貸し出す金が少な過ぎやしないかと思ひますから、今後これを改正しなくても少し多量に貸し出して、そして今日の金融難を打開するよりよくな御希望があらましますか。もしくはその覚悟が整つておりませうか。その点を一点伺いたいと考えております。

○飯田説明員 公庫ができてから以来一番に苦勞の種であつたのは、資金の不足であつたらうと思ひます。幸いにしまして二十四年度の補正予算、あるいは今回お願いしております十二億の増資、合せまして三上り三億、二十五年度は三十億の資金量を持つてやるといふことになるわけでありませぬ。ただ私どもは決してこの額がこれでよろしいと思つておりませぬ。潜在的需要その他を勘案いたしますと、まず公庫に對して金を借りたいという人の需要は、百億くらいは一応見込まれると思ひます。しかしながらその潜在的需要の中で、公庫として確實にこれは返済が可能であると認めまして、金を出してもよろしい、いわば適格性を持つていふと見られるものは、三割か四割くらいのものであらうと思ひます。年間三十億や四十億くらいの資金は、必要な資金、できれば平均してそこまです出したいという資金額であると思ひます。

二十五年度に資本金が三十億になるわけでありませぬ、これはすでに過去においてずつと貸出しが行われておりました、新規資金といたしましては、大体二十億足らずのものが二十五年度に新たに貸し出される金であります。すなわち十二億のお金をいたしておりませぬ増資と、それから過去の貸付の回収を六億程度と見込みまして、二十億弱といふものが新規の貸付にまわることになるかと思ひます。先ほど申しました三十億ないし四十億程度の適確性のある対象に對する貸付として、なお不十分な点があるわけでありませぬ。大蔵省といたしましては、少くとも

今申し上げた程度に、公庫の活動ができる程度に増資もして参りたいと思つておるわけでありませぬ、諸般の情勢から今回も十二億程度にとどまつているわけでありませぬ。引続き二十六年度等におきましても、少くともことしお願いしておる程度以上の増資をお願いしたい、またそれを努力いたしたいと思つておりますと、目下のところ非常に困難な段階にありませぬところの預金部資金の問題等も、われ／＼としましてはその解決に努力いたしまして、この金が公庫の方面にもまわり得る態勢に早く導きたいと思つておる。そういうことになりませぬと、やや私も理想としております程度の公庫の活動に、非常にその目的に近づいて参つて来るのではないかと、いふふうに考えております。

○三宅(則)委員 今御説明がございました。たから大体了承したわけでありませぬが、私はただ貸出し金額一人に一万五千円とかいふようなことではなくして、もう少し五万円とかいふようなふうにも多額にいたしまして、円滑にこれが利用される方法は講ぜられないものでしやうか。それを一点伺いたい。

○飯田説明員 先ほどごた／＼と申し上げましたので、あるいはとも存じませぬが、現在、事業資金の貸付の方は八十万円、連帯いたしまして最高限度が百万円といふことになつております。それから更生資金、引揚者、職災者等のお方々等に対する特別の貸付が一千万五千円、これもできれば近い将来において三千万程度にまでは上げてみたいといふことで、關係方面に話をしているような状況であります。大体しぼらくはこの程度で、ある程度御需要に

じ得るのではないかと、感じを持つておる次第であります。○三宅(則)委員 それではそのへんにとどめておきまして、次に国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案、これについて質疑をいたしたい。

○木村(樂)委員 ちよつとその前に……。末端の代理店が借入れを申し入れましても、たとえば市街地信用組合なんかの場合は、半額は市街地信用組合の負担において貸し付けるといふようなことを言つておりますが、そういったようなことになつておりますか。

○飯田説明員 代理貸しの場合におきましては、私の方から貸付資金は全部お送りいたします。ただその返済につきまして、損失がありました場合に、その損失の半分は代理所の方で負つていただく。こういうふうなことにいたしませんと、つまり資金はこちらからおまかせいたしまして、お貸付を代理所にお願ひするわけでありませぬので、それがかりに回収が全然なかつたというふうな場合に、私どももその方には、さういふことになりませぬ、かりにさういふふうな場合には、損失の半分は代理所の方で御負担願ひたいという建前で、今代理契約を全部結んでいられるような次第でございます。資金的には全部お送り申し上げております。

○木村(樂)委員 そこで銀行なんかから金融の困難な者に貸し付けることになつておられますが、現に代理所なんかでやつておられます場合は、抵当物件を設定せぬとほとんど不可能なんです。公庫法に基いて貸し付けます場合には、必ずしも抵当物件がなくてもいいと思ひますが、あれはどうなのでございませぬ。さういふ場合は本所の方ではどういふふうにお考えになつておられますか。

○飯田説明員 私どももいたしましては、抵当物件等を十分にお持ちでない方がいらつしやることの方が多いのでありますから、大体保証人でもつてお貸付し、対人信用でもつてお貸付するのを原則といたしております。従いまして代理所でもその通りであるはずであります。ただある程度担保物件をお持ちの方、またその担保として御提供なさることを承諾なさる場合、あるいはお申出があるような場合においては、担保物件をいただいておりますが、原則としてばいだけだかすに、対人信用、保証人をそのかわりにつけていただくという建前で行つております。代理所もその点は全然同じだと存じております。先ほど申しましたように、お出しになる余力のある方からはいいただいております。

○木村(樂)委員 そういふ方針でしやうけれども、実際末端に行きますと、なか／＼めんどろくさいことを言つておられます。われ／＼の知つています商人でも、なか／＼担保物件がやかましくて保証人だけでは困る。それが案外です。その点をもう少しあなたの方から積極的に御指導願ひたいと思ひます。

もう一点伺ひたいのは、大体支所ができます場合は、その地方の経済的な中心地にお置きになる御方針でございますか。

○飯田説明員 大体経済的な中心地といふことにならうかとも存じませぬが、いろ／＼な關係で行く／＼は全国的に



各府県に一つずつは店を置いてもよろしい、また置かねばならぬという状況にあると存じます。それでできるものから早くどん／＼つくつて行くという建前であるわけですが、先ほど申し上げましたように、予算上の関係その他からいたしまして、自分の置きたいところにすぐさま置くという状況にもありませんので、各府県市町村の方々といろいろ御相談をいたしました、たとえば事務所が拜借できましたという点になりまして、おのずから行くことになりまして、おのずからそこに多少の運送はあろうかと思えます。この両三年の間に、できれば全国各府県に一つずつ店を置くという方針で進んでおります。またできるだけ経済中心地から先に行くことになりまして、やはり地方的事情がそれ／＼ございまして、数県のプロットのうちで一つの県が中心になる場合もあります。が、県は県でも一つのものにりつぱにでき上つておられますので、そういう関係から申し上げまして、経済中心地と申しまして、いろいろな見方があろうかと存じます。具体的には私もはむしろ早くできるものから一刻でも早く店を出して、できるだけ早くの方に早く御利用願いますように持つて行きたい、そういう方針で進んでおります。

○木村(衆)委員　そこで私は地方的なことを聞いて恐縮なんです、山陰では鳥取というお話ですが、これを私どもの方では、この間私が帰つたら商工会議所で相当問題しております。さつき宮腰さんから御質問があつたとき政治的に云々という問題があつた。山陰は御承知のように鳥取県に二市、鳥根県に三市があり、その中心地は米子、松江で、その間は汽車で大抵一時聞しかかからない。鳥取は大阪に近く、山陰とは言いますが、むしろこれは関西の方に近い。山陰に置くという場合、鳥取に置くのではなく、米子とか松江とかに置くなら、これは意味がわかる。しかしながら鳥取は、たとえれば山陰で一番の漁港である浜田港に行くのに、大阪に行くほどかかる。しかも鳥取県でも鳥取と米子は三時間しかかからない。鳥取市は、そう言つても米子の方が近代工場も多いし商人も多い。鳥取はただ県庁の所在地、温泉町というくらいで、至つて産業的には微弱である。そういうたふうなことがあるにもかかわらず、山陰の場合は鳥取に置かれた。これは何か政治的なものかというのを、私ではなかつて商工会議所関係の人たちが話しておる。これは一体どういふことかと私に聞いたのですが、厚くはそんなことは知らぬ。それはおかしな話だから一べん聞いてみようと言つておつたのですが、機会がなかつたから聞きませんでした。が、この間歸つたときそういうことを言つておりました。こういふことから考へますと、地方末端の方では非常に政治的の云々というのを言うのです。山陰の問題はきまつたものならしやうがないのですが、きまつていなければもう少し慎重に御協議なさつて、米子とか松江とかいうところにお置きにならぬと、実際問題としてはおかしいというのがある。だからその辺は公平にやつていただきたいと思ひます。鳥取にもうきまつたのですか。

○澤田説明員　お答え申し上げます。山陰の場合であります、鳥取の方はたゞいまは京都の管内になつております。引揚者関係その他のことで、相当前からいろいろ密接な関係がございまして、ところが京都から出かけて参りますと、兵庫県を飛び越えてまた出かけて行くような状況でありまして、間なか／＼めんどろな手間がかかるような関係で、できませんれば鳥取はもろん、また鳥根の方が山陰の経済的な中心地でございますから、両方一度に置ければ都合せめてあります。私どもも將來の問題といたしまして、余裕ができましたら、先ほど申し上げたように、どこにでも置きたいのでございまして、用意をいたして参りますと、鳥取の方が具体的な用意は早くできそうなのでございまして。それとありあえず鳥取の方が先になるわけでありませぬ、鳥根の方は、それだからと言つて置かないとか、そういうわけではございませぬ、やり繰りがつきませぬ、来年度中にできるだけの早い機会に置くという用意ができませんれば置くつもりであります。それから経済中心地の問題で一つあるのがありますが、引揚げられた関係の更生資金関係が、どういたしましても厚生省関係並びに府県市町村の方々との、ことに緊密な御連絡があるものでありますから、従つて県庁所在地が一応私ども店のあり場所として、適当だということになります。で、そういう意味におきまして各府県、県庁所在地というものが、一応今考えられておるようなわけでございます。そういうた事情でありますので、別に政治的とかそういうことを、地方に参りますとすぐおつしやられるので、実は私も閉口いたしておりますが、そういうことは毛頭ございませぬ。ただ用意ができたところからできるだけ早くやりまして、できるだけ早くの方に早く御便宜をおはかりしたいという一心に燃えておるだけでございます。そこをどうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○三宅(衆)委員　それでは国有林について御質問したいと思います。国有林は御料林と昔の国有林と一緒になつたものと思ひますが、これは治山治水上きわめて重大なものでありますから、概略でよろしうございませぬから、一応国有林についての構想を承りたい。○佐木説明員　それでは私から概略を御説明いたします。国有林は昭和二十二年に御料林と北海道所管の国有林が合併いたしました。林政の統一ができたのであります。面積をいたしまして約八百萬町歩あります。全国の林野面積の約三分の一が国有林で占められておるといふ状況になつております。材石の方から言いますと、日本の全体の蓄積が六十二億といふことになりまして、そのうちの五三、三二億が国有林といふことになつております。御承知のように国有林は非常に奥地の不便な所でありまして、まだ未利用林が非常に多いのであります。将来大いに開発しなければならぬ所が多いのであります。現在のところこの管理経営のためには、十四の管林局があります。北海道に五つ、内地に九つと、十四の管林局があります。その下に三百三十幾つの管林署があります。これに當つております。御承知のように国有

林にはつばな施業案ができておりました、この施業案に基きまして仕事をやつておるわけでありまして、二十四年度の状態を申しますと、立木処分をやつたものが一千三百万石、これは用材でありまして、なお薪材は一千六百万石ということになつております。製品にして売つたものが丸太が一千五百万石、木炭が十二万四千トン、まきが五百万石、こんなことになつております。なお造林の面でございますが、これは戦時中に非常に濫伐された関係で、地方によりましては施業案の跡地の造林に非常に困難を感じている状態でありまして、戦後非常に努力してやつて参つたのであります。二年の初めには造林をしながらは、ぬ所が二十五萬町歩あつたのであります。その後だん／＼整理をやつて参りまして、二十二年末には十四萬町歩というものが残つております。この十四萬町歩を完全にこれから引續いてやりたいというふうな状態でありまして、極力努力をいたしておる次第であります。なお予算の問題につきましてお話ししますと、二十二年末には歳入の予算が六十三億でありまして、そのときには利益が約六千万円といたしまして、二十三年度は九十八億の予算であります。利益が二億四千万円、二十四年度は百三十億の予算であります。目下事業を運営しておるわけですが、あるいは四、五億の利益が出るのではないかと思つております。なおこの利益金は將來の損失補填のための積立金として、やつて行きたいというふうにお考へております。なおこの特別会計は公債借入

れを認められておりまして、現在まで二十一億の公債借入金があるのであり、二十五年度から償還を始めることになりまして、まず二十五年度には九千七百万円を償還しよう。引續いて償還いたしました。これは五、六年間で償還したいものだ。こんなふうで考えております。大体あらましの状況はそんなふうであります。

○三宅(則)委員 今御説明がありまして、たから概略わかつたのでありますが、私の構想から考えますと、政府のやる事業は、どうも損をして困るとよく言われておりますので、ある程度御料林の一部を民間もしくはその他の公共団体に委託をして、これらによつて造林の計画をいたしたり、あるいは木材の販売等をするような構想があるでしょうか、いかがでしょうか、伺いたいと思つております。

○佐木説明員 これは国有林の仕事といたしまして、先ほどお話がありまして、たように立木のままで売れるものと、それからいわゆる官行斫伐で製品をつくつて売れるものとあります。戦時中には非常に官行で生産して材を出すという仕事は、驚天といつたので、これに主力を注いで参つたのでありますが、終戦後徐々に立木処分に切りかえて参つております。できるだけ立木処分をふやして、なるべく官行は少くしたいといふことを希望しております。

○三宅(則)委員 国有林は先ほど御説明になりました通り、わが国の山林の約半分を占めておられると考へておられますが、その中には場合によつては鉄道を敷かなければならぬ、あるいは道路をつくらなければならぬ、あるいはいろいろなことにも、相当の費用がかかつて行

くもの考へておりますが、これらにつきまます採算といふますか、業態といふますか、これらの運行を便ならしめるために、民間事業と共同してやるような方法があるものでしょうか、伺いたいと思つております。

○佐木説明員 御承知のように非常に奥山に国有林があります関係上、林道が開発の第一の問題になつておるのであります。中には県道と併行して一緒につくる、あるいは村道と一緒になつて国有林を開発するということを、今までもしよつちゆつちやつておられます。あるいは民間の方が立木処分を受けられた場合には、自分で金を投資しておやりになる。その場合には国がある程度の補助をやつて行くということも今までやつて参つた次第であります。戦時中は官行斫伐一点張りで参つた関係上、立木処分にはあまり道をつくつてやるのができなかったものであります。できなかつたので、それらの方面にも道をつくつてやりたいといふように考へておられます。

○三宅(則)委員 今佐木さんからたいへん親切な御答弁がありました。この考へ方を一応申し上げましたが、私の森林行政については国が監督するといふことは、いかに官吏の商売なり官吏の事務は、いかに官吏の商売なり官吏の行政になりましておもしろくない、こういう意味合いにおいて私の構想ではなるべく府県単位に小刻みにいたしまして、これらの府県単位のものに十分植林をする、あるいはこれを利用して、こういう線で行くということが一番健全にして確実な植林の方法であり、また利用の方法である、かように

思ふ点がありますが、場合によつては川の流域等によつて多少変更もあるわけでありまして、たとえば北海道は北海道、東北地方は東北地方、東海地区は東海地区といふように小刻みに区分して経営させるような方法がありましようか、伺いたい。

○佐木説明員 国有林の経営について三宅先生からお話のような御意見も今まで相当あるものであります。御承知のように、山林は国土保安上非常に重要な点があるのであります。なか／＼この経営はむづかしいのであります。北海道の山林の歴史を見ますと、あれは植林のために非常に犠牲になつておる。各県の処理方法の状況を見ますと、地方の財政のために濫伐されて非常に犠牲を下の農地に及ぼしておる。あるいは人家に及ぼしておるというところが多いのだらうと考へておられます。山林を經營して行く上においては、なお相当大きい資本を投下しなければいけません。このことを考へておられます。すし、逼迫しておられます。この地方の財政においては、これを經營して行くのはな／＼困難じやなかるうか。あるいは全体の木材、薪炭の需給の状況からいまして、ぜひ県プロツクにならぬように、やはり国一つとしてやつて行く方がよいのじやなかるうかといふことを考へておられます。

○三宅(則)委員 ただいまのお話によりまして、森林經營がきわめて大切であることは承知いたしました。戦時中濫伐した結果、場合によつてはまだ植林が完全になつていないといふことを聞いておるのであります。これを完了せしむるためには米國対日援助見返

資金から、約三十億も借りてやるというふうな方法を伺つておりますが、これに対する御構想がござりますが、伺いたい。

○佐木説明員 この三十億の内訳を申し上げますと、こういう実情になつております。最初組みました予算は百四十二億であつたのでありますが、そのうち公債借入れによるものが二十一億、これはおもに森林鉄道、あるいはその他施設に要する経費であります。その後いろいろのG.I.I.の方と交渉をやつておりましたところ、民間の種苗がないために、非常に全体の造林の振興ができません。それだから九億円をもつて、民間配給用の苗木をつくりなさいというお話があつたのであります。それでいろいろと私の方で検討いたしましたところ、本年度に九億円の予算を使つて苗木をつくらうといふことが、とても困難だといふ見通しがつきましたので、一応事業費といたしまして、五億五千万円は苗木養成のために使わしてくださいます。残りは国有林内の造林地の植栽、撫育のために使わせていただきます。あるいは病木で非常に荒廃しておられるの復旧をさしていただきたい。このような了解を得ておるのであります。三億全部が、いわゆる造林の方に向いて行くのではございません。

○三宅(則)委員 これは林野庁の方に伺つておられるのが一番けつこうであると思つておられますが、森林保険といふものがあつて、この国有林と民間林との間に、おきまます差異、あるいは特徴等につきまして、御構想をちよつと承つておきたいと思つております。

○佐木説明員 現在のところ森林保険につましましては、民有林を対象にしてやつておられます。国有林の方は、いわゆる森林保険の外にありまして、それなら将来、国有林も森林保険の中に加入していかどうかといふ問題が出て来ると思つておられます。ただいまのところ私らといたしまして、相当の面積がありまして、国有林の内におきまます。特に森林保険に加入する必要があるのじやなかるうか、かように考へておられます。

○三宅(則)委員 今この議案になつておられますところの、国有林野事業に対する試験場といふものはどのくらいあつて、面積もしくはそれらに対処する財産といふますか、そういう点について、内容的ではあります。承りたいと思つております。

○佐木説明員 現在林業試験場は本場が一つ、目黒にあります。それから支場が八つあります。その下に分場が五、六あります。それで人員は約八百人あります。経費は一億三千万円くらい使つておられます。この国有林野特別会計が設立されたときに、資産として引継いだものが二千七百万円くらいあります。その後この特別会計から金を出していろいろの施設をやり、つくつたものが三千三百万円ほどあります。資産といたしましては合計約六千万円ほどのものがあることになつておられます。この特別会計から出しておられますところの三千三百万円といふものは、これは全部借入金によつてやつておるのであります。これは特別会計といたしまして将来適当に償還して行かなくちやいかぬ、かように考へ

ております。

○三宅(則)委員 これで終りまするが、私は林野行政をやりまする上につきまして、一つ御希望を申し上げておきたい。というのはほかもありませんが、全国に何千人という多数の人が行政に携わつておるわけでありまして、末端に行きまするとどうも本庁の役員と違つて、非常にいびり過ぎるといつたような点があるのと非常にこれは本庁の方に行きますると非常によくわかるのであります。末端に行きますると、自分の権威と権力を濫用する者があると聞いております。これについては業務部長さんから末端に対して、親切丁寧に、また一般の業者とも関係を密にいたしまして、僥倖妄当なるところの森林行政を徹底するようにしていただきたい、かように思います。

○佐木説明員 たいだいまのお話、しごくごもつとも存じております。私も地方におりまして、特に熊本の営林局長をやつておつた時代に、その声を諸所方々から聞きました。私はいつも末端の職員に、時代をもつと認識してやつてくれないか、もつと親切に仕事をやつてもらいたいというのを、常々話合つていたのであります。それで私らといたしましては、各営林局長の局長のみならず、ほんとうの最先端におります監督員の連中のいわゆる教養をもつと高めたい。このためには、ある程度の教育施設をやらなければならぬというふうなことも考えておりました。私の方でも着々と、あるいは講習会を開くなりいろ／＼なことをやりまして、皆さんの御意見に沿うようにやつて行きたいと考えております。

○宮原委員 本案に関連した問題であります。ごく最近の林野庁の全国の伐採数量、それからこれに対する売上げ金額、これに関連する収支関係を多少伺いたいと思ひます。

それから第二といたしまして、植林関係が見返り資金によつて運用されるということになつておりますが、民有林と官有林との両方の植林は、これをどういふ官庁が主管をして、その金銭の支拂い、貸付なり運用方法をはかるかということ、また官有林の伐採した跡の植林をするという場合に、これを附近の市町村が植林した場合にはどういうふうになるかということの問題です。

それから先ほどの伐採数量の今後の処置の問題であります。これに関連いたしまして、ごく最近自由競争になつた関係上、秋田県の製材業者あたりでは、非常に不安の念を持つておられます。ごく最近伐採され荒されたところは、石六百円、五百円に入札されておるところがありまして、たる丸業者も非常に困つておる状態です。従つてこの点について今後秋田県の製材業者に対して、何らか安心を與えるような御処置を願えるかどうか。ことにたる丸業者とか、おけの製造業者は非常に不安のどん底に落されて、職会に再三手紙をいただいております。この点について多少伺いたいと思ひます。

○佐木説明員 伐採数量と収入の関係についてはまず申し上げます。二十四年度は先ほどお話しがありましたように、製品売拂いのが一千四百八十万石、金額にいたしまして約八十二億九千九百万円ということになつております。

○宮原委員 府県別細書をいただくわけに行きませんか。

○佐木説明員 たいだいま持つて来ておりませんが、差上げてほしいと思ひます。

それから次は造林の問題だと思ひますが、見返り資金によつて造林ができるというものは、ほんのわずかな数字であります。三十億の中の二十一億というものは、おもに林道の施設であります。そのほかいわゆる作業道の施設あるいは苗圃の建物とか電話とか、そんなふうないわゆる恒久施設に使うようなことになつております。そうして九億のうちの五億五千万円は、民間に配給するための苗木をつくる。これは一応官営を徹底することになつておりますが、どうも現在の官の苗圃の施設を見ると、なか／＼それだけの苗木をつくることは困難と存じてまして、今までは民間にありますが、優秀な苗木業者あるいは果苗圃、そういうところ委託いたしました。予定の数量を生産するよう努力いたしたい。残りの五億五千万円でありまして、これはこのうちのほんの一部が造林の方に向いて、あとは既往の造林地の補植、養育という方面に使われると存じております。

なご戦時中の増伐の跡地に民間の方が植林がやれるかどうかという御質問は、これは私の方

ではもしそのような希望者があつたらば許したい。これもできませんならば、地方の公共団体の方に許したいというふうに考えております。これはもう秋田県では昨年、一昨年から地方公共団体の方に部分林として山を提供いたしました。造林をやつていただいたという形でありまして、なお去年部分林規則を改正いたしました。積極的に国有林を開放いたそうというふうな考えをもつてやつております。

次にいわゆる秋田県の木材の処分の問題であります。なるほどお話のように第一回の処分状況を見ると、突拍子もない高い値段で、実は私も驚いたような状況であります。第一回の公売でありました関係上、非常に人気が立ち過ぎて、あんなような結果になつたんじゃないかと思つておるのであります。将来ともあんなような景気がつくと私は考えておりません。特別にお話がありましたような材とかその他いわゆる特殊の用途のものにつきましては、十分私の方で考慮するにいたしました。去年までは一応のわくがありまして、そちらの方に用途別に材を流しておりましたが、私といたしましては統制がはずれたからといつて、一ぺんに公売を持つて行くとは考えておりません。あくまで一つの既往の実績と今後の状態と見まして、一応のわくをきめまして、そのわく内において指名競争入札かなんかで、公平にいわゆる素材をとつていただくというふうにやりたい。急激に今までのものを変化しなくないと考えております。

なご秋田県における製材の問題は特殊の問題でありまして、なか／＼この

方々全部に御満足と與えることは不可能だと考えております。殊に秋田の木材の生産力から見ると、現在の製材の馬力数から言つると、約生産量の三倍の製材能力があるという状況である。この方々に全部御満足に行く処置は、とてもとれないと思つておりますが、なるべく地元の方に御満足に行けるよう処置したいものだといふことは、営林局長と私の方で十分相談しております。

○川野委員 それでは本日はこれにて散会いたします。  
午後一時五分散会

昭和二十五年三月四日印刷

昭和二十五年三月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所